

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

公正取引法の「リーニエンシー制度」の要点説明及び分析

前 書

世界シェアベスト4を誇るディスク製造メーカー4社は、デル株式会社及びヒューレット・パカード社の光ディスク装置入札時、数回にわたり国際的に入札談合協議したとして、我が国の公正取引委員会は2012年9月「カルテル行為」に違反したとして、総額新台幣ドル5400万元の過料に処した。このカルテル行為について、アメリカ、EU、韓国など含む世界各地においても調査中だったが、台湾は他国より先にこれら違反した関連業者へ対し処罰を終結できた最大な理由は、2011年11月公正取引法で新設された「減免制度」（通称リーニエンシー制度）が大きく効力を発揮したからであろうと思われる。

「連合行為」とは

公正取引法第7条の規定に基づき「連合行為」とは、事業が契約、協議又はその他方式の合意により、競争関係にある他事業と共同で商品又は役務の価格を決定したり、或いは数量、技術、製品、設備、取引相手、取引地域等を制限し、互いに事業活動の約束をする行為を指す。また、事業が同一の生産・販売段階において水平的に協調することで、生産、商品取引又は役務の供給需要の市場機能に影響を与える場合に限られる。ニュース報道等でよく見られる同業間の入札談合、価格カルテル等は前述の連合行為に該当し、海外では「カルテル行為」と呼ばれている。これらは、連合行為の協力関係を利用し、元来自由市場で各競争体が採取できる競争手段を制限。市場競争機能を弱体化させ、消費者に合理的な物価を享受させない作用のことを指す。我が国の公正取引法及び各国の反トラスト法によって禁止されている行為である。

そのため、公正取引法第14条において明文規定され、事業はカルテル行為を禁止すると共に、2011年11月第41条第1項を修正し、第35条第1項（即ち「減免制度」、リーニエンシー制度）の関連罰則を増設した。「カルテル」行為に対し、新台幣ドル5万から2500万元を処罰することができ、事業は尚も行

本 Newsletter は、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

為を是正しない場合、連続して処罰する外、行為者に対し3年以下の有期懲役、拘留又は新台幣ドル1億元以下の過料を課し、又は併課することとなった。また、2011年11月において増設された第41条第2項において、中央主管機関が事情が重大であると認めた場合、かかる事業の前会計年度の売上げ金額の10%以下の過料を処罰することができ、前項の過料金額制限を受けないことを規定した。

「減免制度」条項の制定

1991年より公正取引法が施行されてから、「カルテル」行為の証拠集めに日々困難が増し、そのため、公正取引委員会は国際競争法を参考し、各国競争法主管機関が実施している「減免制度」(Leniency Program/Policy、即ち、リーニエンスー制度)を採択。2011年11月23日にて公正取引法第35-1条を修正公布した。内容は下記の通り。

『第14条を違反した事業は、下記事項1つに該当する場合、または中央主管機関の事前同意を経た場合、第41条で定められた過料処分を減免又は免除することができる。』

- 一、中央管務機関が未だ知り得ない又は本法に基づく調査前、参与したカルテル行為について、中央主管機関へ書面による検挙を提出又は具体的な違法を陳述すると共に証拠を添付し、調査に協力する。
- 二、中央主管機関が本法に基づき調査を行っている期間中、参与したカルテル行為について、具体的な違法を陳述すると共に証拠を提出して調査に協力する。

前項の適用対象の資格要件、減免裁定の基準及び的確者、違法証拠の提出、身分守秘及びその他執行項目の方法は、中央主管機関の定めによる。』

「減免制度」の執行事項を明確化にするため、公正取引委員会は当法第2条の規定に基づいて「カルテル行為違反案件過料免除及び減免制度実施方法」を制定した。カルテル行為に参与した事業が積極的に違法行為を検挙すると共に証拠調査に協力することにより中央主務機関は、過料の免除又は減免が適用できるよう最終決定関連法案を規定した。

「カルテル行為違反案件過料免除及び減免制度実施方法」の適用要件

本 Newsletter は、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

「カルテル行為違反案件過料免除及び減免制度実施方法」の適用要件について、説明は下記のとおりである。

一、適用対象及び申請資格の消極的な要件

「カルテル行為違反案件過料免除及び減免制度実施方法」(以下「本方法」という)の適用対象は、他事業をカルテル行為への参与を強迫せず或は離脱制限する事情がないものでなければならない。

また、参与事業は申請を提出する前、故意にカルテル行為の係る事証を隠滅、偽造、変造又は隠蔽、又はかかる情報を外部に漏洩した場合、その申請資格を全て失う。

二、申請類型及びその要件

1. 過料免除の申請：

- A. 中央主務管機関が知る前又は調査を行う前に申請を提出し、検挙又は陳述した違法内容及び添付した事証は、中央主管機関の調査開始手続きに補助となるものでなければならない。かかわったカルテル行為の具体的な事情の説明、並びに、中央主務機関が未知或は有しない関係証拠を添え付けなければならない。これにより、中央主管機関がかかるカルテル行為の事実概況及びカルテル行為に合意時期、場所及びその他関係事項を周知させることにより、更なる調査開始の手がかりとなるもの等を含む。調査開始する手続きに関する期日は、中央主管機関が法に基づき通知又は人員を派遣して調査する日とする。
- B. 中央主務機関の調査期間において申請を提出し、それが陳述した具体的な違法内容及び添付した証拠は中央主務機関に対し、かかる案件に係わった事業がカルテル行為の規定に違反と認定する案件の補助となるもの。即ち、係わったカルテル案件の具体的な事情を陳述するとともに、申請するとき既に所持し、かかる案件の違法を証明できる証拠を添付する。前述の調査期間は、中央主務機関が調査手続きを開始する日から、かかる案件の最終決定が作成する日までとする。

2. 過料の減免申請：

本 Newsletter は、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

中央主務機関の調査期間において申請を提出し、陳述した具体的な違法内容及び添付した事証拠は中央主管機関がかかる案件に加わった事業がカルテル行為の規定に違反したと認定、または調査の補助となるものでなければならない。

三、中央主管機関の条件付き同意及びその内容

1. 事業より提出した申請は初歩審査を経過後、要件に符合した場合、中央主管機関は条件付で手続き中の決定（最終決定ではない）を作成し、付属条件を履行した後に、元来処罰される過料の免除或は軽減することに同意する。
2. その付属条件内容とは、「事業は申請を提出後、直ちにカルテル行為を停止する。或は、中央主務機関が指定した時期、直ちにその違法行為を停止し、提出申請した時から案件の終結に至るまで、中央主管機関の指示に従い、誠実、全面的、且つ継続的に調査に協力しなければならない。」等を含む。調査協力内容は、「即時に中央主管機関に対して、その現在或はその後において取得できるカルテル行為に関する全ての資料及び証拠を提出。必要時、カルテル行為に関わった社員或は代表者は中央主管機関の取調べを受ける。陳述した内容或は提出した資料、証拠に虚偽不実の事情をあってはならない。また、カルテル行為に関する資料或は証拠を隠滅、偽造、変造或は隠蔽してはならない。案件未終結前、中央主管機関の同意を得ない限り、外部に既に提出申請した事実或は如何なる内容を外部に漏洩してはならない。」等である。

四、過料免除の要件

申請事業は下記事項一つがある場合、その過料の全額を免除することができる。

1. 中央主管機関が調査手続開始前、**最初に申請提出し**、中央主管機関の条件付同意を得て、且つ付属条件全ての事項を履行した者。
2. 同一案件において、前項に適用する事業がない場合、中央主管機関の調査期間において、最初に申請提出し、中央主務機関の条件付同意を得て、且つ付属条件全ての事項を履行した者。

五、過料減免の要件及び基準

本 Newsletter は、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

1. 中央主管機関の調査期間中において申請提出し、条件付同意を得て、且つ付属条件全ての事項を履行した者は、過料を減免することができる。その申請の順序に応じ、**4名まで**となっている。
2. 軽減の幅は、下記通り。
 - A. 一番目の申請提出、且つ要件に符合した者へは、その受けるべき過料の30%～50%の過料を減免する。
 - B. 二番目の申請提出、且つ要件に符合した者へは、その受けるべき過料の20%～30%の過料を減免する。
 - C. 三番目の申請提出、且つ要件に符合した者は、その受けるべき過料の10%～20%の過料を減免する。
 - D. 四番目の申請提出、且つ要件に符合者へは、その受けるべき過料の10%以下を減免する。

六、過料免除及び減免の最終決定

事業は中央主務機関が調査手続終結後において、過料の減免する要件に符合の認定を経て、且つ中央主管機関が定めた条件付同意を撤回すべき事項がない者は、中央主管機関は該当案件の処分について、その受けるべき過料を免除又は減免しなければならない。

七、その他要件

1. 申請の手続

事業は過料免除又は減免の申請提出する際、申請する時期の認定及び提出する事証が減免要件に符合するかどうか等考慮しなければならない。そのため、書面方式で提出する場合、中央主務機関が定めた申請書に従い、郵便書留又は自ら提出する。口頭で申請する場合、人員を派遣して中央主管機関にて陳述を行い、中央主管機関が記録を作成し、申請人が署名して確認する。

2. 資格保留制度

過料免除を申請する事業は、現に保持する事証が規定に符合しない場合、書面又は口頭方式で規定事項を陳述することで、中央主管機関で取得できる免除の優先順位を保留するよう申請することができる。但し、指定期間内に規定に符合する関連証拠を補正できない場合、期間を経過した

本 Newsletter は、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

場合、その優先順位の保留は無効となる。

3. 処分書又は関連書類の身分記載

中央主務機関は、カルテル行為について作成した処分書の記載が申請事業の関連資料が漏洩することにより不利益を招くのを回避するため、かかる処分書及び関連資料における申請人の身分記載は当事者の同意を得ない限り、規定の守秘方法で行う。

4. 申請事業身分資料の守秘義務

申請事業が事後において、他の違法事業の報復を受けることを回避できるよう、かかる身分が調査手続及び行政救済手続中に漏洩されないよう確保するため、証人保護法の関係規定を参照し、申請人の身分資料について、当事者の同意を得ない限り、守秘義務を負う。

5. カルテル行為の参与事業代表者等の処分免除

カルテルに加わった事業の取締役、代表者、支配人或其他代表権を有する者は、行政罰法第 15 条第 1 項、第 2 項又は第 16 条規定に基づき併せて処罰を受けるべき者は下記各号要件に符合した場合、併せて過料免除又は減免処分を得ることができる。

- A. かかる事業は規定に符合し、過料免除又は減免処分を得た場合。
- B. 誠実、且つ完全に違法行為について陳述した場合。
- C. 案件の終結前におうて、中央主管機関の指示に従い、誠実、全面的、且つ継続的に調査に協力した場合。

結論

消費者の立場に立って言えば、我が国の公正取引法はカルテル行為を制裁できる新しい武器であると言っても過言ではない。しかし、各国では経済犯罪に関する懲罰概念や態度が異なり、例えば、アメリカでは企業が「反トラスト法」に違反した場合、企業代表者或は高層幹部管理職が懲役処分を受けるなど、経済犯罪を刑事犯罪と見なし、企業に対する過料処分より阻止効果があると考えられている。これに対して、我が国では、過料を事業の前会計年度売上の 10% 以下の金額に定めたが、行政罰の後に刑事罰を処分する判例は、まだアメリカには及ばない。これは、我が国においては、公正取引法違反等の犯罪が重大刑

本 Newsletter は、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

事犯罪である概念が乏しく、未だ普及していないからである。

事業にとって、経済のグローバル化に伴い、反トラスト法の調査はもはや単一国家の国内法律問題だけではなく、一つの国際的なカルテル行為は同時に多くの国家の反トラスト法/公正取引法に違反する可能性がある。また、国際間では反トラスト法について、既に競争法の協力協議を締結しているため、事業がグローバル化する過程において、業務の開拓を順調的に行えるよう主要な国々の反トラスト法/公正取引法の関連規定について理解する必要がある。



本 Newsletter は、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。